

津山圏域クリーンセンター敷地造成及び最終処分場実施設計業務委託に関する質問及び回答について

津山圏域資源循環施設組合
施設課

番号	質問	回答
1	業務名について「クリーンセンター敷地造成及び最終処分場実施設計業務」と「津山圏域クリーンセンター敷地造成及び最終処分場実施設計業務」混在しています。どちらの業務名で書類を作成したらよろしいでしょうか。	「津山圏域クリーンセンター敷地造成及び最終処分場実施設計業務委託」でお願いします。
2	業務内容の変更について、業務量の目安以上に業務量が増加した場合、契約金額の変更対象となりますか。	変更は、新規項目の追加又は調査により特別な調査が必要となった場合と考えており、公告に示す業務について契約金額の変更はありません。
3	国・県等との協議が必要な業務について、協議が遅れたことにより工期が守れない場合の処置について。	ご質問の状況が生じた場合は、契約書第 11 条の規定に従い処理します。
4	土木工事に関する環境配慮計画とはどのようなものを想定していますか。	技術提案書の提出段階における成果のイメージは、請負者の判断でお願いします。
5	ホームページの「クリーンセンターたより」で土壤汚染が問題になったことがあるようですが、実際の状況はどのような状況でしょうか。 また、自然由来についてはどうでしょうか。	敷地全体について土壤汚染対策法の規定を準用して調査した結果、土壤汚染の事実はありませんでした。 自然由来重金属類についても、調査の結果、問題はありませんでした。
6	造成計画の結果、施設の配置が変更となる場合も想定して応募してもよろしいか。	施設配置の変更は認められません。
7	技術士の技術部門・選択科目のうち、「廃棄物：衛生工学部門 廃棄物管理」となっていますが、「衛生工学部門 廃棄物処理」も含まれると解釈してよろしいでしょうか。	平成 15 年以前の「廃棄物処理」も含まれます。

番号	質 問	回 答
8	「同種・類似業務」の定義はありますでしょうか。過去の実績が、今回業務で示された個々の設計項目等に該当すれば同種と解釈してよろしいでしょうか。	解釈のとおりです。
9	登録、資格、職歴等について、期間又は期日が定められているものと無いものがありますが、どの時点で条件に該当すればよいのでしょうか。	公告に記載の「基準日：11月20日」において要件に該当すればよいものとします。
10	設計共同体協定書第8条に基づく協定書について、分担業務額について、変更もありえる想定金額でよろしいでしょうか。	現在、業務量は目安となる数量のみ示しているため、変更はやむを得ないと思われます。
11	参加表明書の様式第6号について、第2構成員として道路部門が必須となっておりますが、道路設計の主体は第2構成員という認識でよろしいのでしょうか。	そのような認識は特にありません。
12	技術提案書の様式第23号-1について協力事務所の記載となっておりますが、協力事務所の考え方をお教えてください。	応募者で考え方をまとめて応募願います。
13	既存資料の閲覧について、既存資料の閲覧期間をご教示ください	閲覧期間の制限はありませんが、閲覧時間は午前9時から午後5時までです。 ただし、閲覧部数がないものについては、時間を相談します。 事前にメールでお問い合わせ願います。
14	資格要件について、管理技術者の資格要件ですが、「測量・設計業務に係る技術者の配置及び選任基準」によれば、業務分類の中の区分ごとに設定されています。 一方、(別紙7)評価基準の3.業務実施体制の評価において「設計業務の業務分類の 以上に該当する・・・」との記述があります。今回業務に関しては業務分類をどのようにとらえたらよろしいですか。	応募者で判断願います。

番号	質 問	回 答
15	業務実施体制について、業務の内容が多岐にわたることから配置技術者が不足する場合、協力会社の技術者を配置することは可能ですか。	協力会社の技術者を配置することは認められません。
16	協力会社の資格については何か定義がありますか。	法令に違反していない限りありません。
17	技術職員には複数の部門登録を持つ者がおり、担当業務が2以上の者がいます。様式第4号において、重複してもよろしいでしょうか。	やむを得ないものと判断しています。
18	入札参加資格の登録自治体について、自治体からの証明書が必要でしょうか。 この場合、証明書が参加申し込みの期日には間に合わないと判断されます。どのようにすればよいのかご教示ねがいます。	入札参加資格の登録自治体は、事務局で確認しますので、証明書の添付は不要です。
19	添付書類について、複数の登録証等をまとめて1枚に縮小してもよろしいか。	問題ありません。 出来るだけ、添付枚数を少なくして下さい。

造成プロポーザル説明会質疑内容

日 時 平成 21 年 11 月 26 日 (木) 13:00 ~

場 所 久米支所 2 階大会議室

番号	質 問	回 答
1	参加表明書様式第 8 号受付表の 3 提出書類の様式第 7 号のなかで第 3 構成員と表現しているのは協力会社等のことですか。	第 8 号受付表 (参加表明書) の 3 提出書類の様式第 7 号については、全文を削除し、様式 8 号 様式 7 号に様式 9 号 様式 8 号に修正願います。
2	告示 5 ページ - 2) 資格要件において、技術士は平成 12 年以前の合格者に限るとあるが、一方で測量・設計業務に係る技術者の配置及び選任基準の中にある設計業務 では平成 13 年以降の合格者については、13 年以上の実務実績とありますが、どちらが正しいのですか。	告示 12- -イの 1) ~ 5) に示している内容で主任技術者の選任をお願いします。
3	参加表明書様式 2 号、設計共同体協定書第 8 条の中に分担業務額があるがこれは、告示の内容にある業務概要及び数量の目安を全て網羅した金額になるのですか。	全てを含む金額です。分担は、業務概要及び数量の目安の全体を見て記入して下さい。 この項目は、細かく審査するものではなく設計共同体として協定書を締結していることを証するものです。
4	記入する分担業務額は、見積書とだいたい整合がとれていればいいのですか。	参加表明書の提出時点では、見積りが出来ていないと思われますので、契約限度額に対しての分担業務の額を記入をしてください。 実施の段階で変更が当然あると思いますので、変更時に協議をお願いします。
5	設計共同体協定書第 8 条に基づく協定書に記入する、参加表明書の時点では、契約限度額でいいのですか。	そのとおりです、参加表明書の時点で分担業務額の合計額は、契約限度額の金額 (1 億 5750 万円) で統一します。
6	参加表明書様式第 2 号第 8 条の (分担業) は細かく分類するのですか。	業務の分担は、設計共同体協定書第 8 条に基づく協定書に明確に記入して下さい。分類は各設計共同体の判断にまかせます。 また、協定書は、写しを提出するものとし、原本は各社で保管をお願いします。 この協定書は、あくまでも業者間で取り決めを行ったことの確認です。

番号	質 問	回 答
7	参加表明書の段階では、業務分担額が例えば第1構成員が1億円、第2構成員が5千万円とかの2つの項目に分かれていればいいのですか。	技術提案書提出の段階で正式な見積書が出来る状態ですのでこの時点では、その様な表現になると思います。
8	指名願の時点で、支店であるとか営業所で申請をしていますが、今回の設計共同体の代表者は、会社の社長という表現になるのですか。	指名願で提出している、支店、営業所の代表者で問題ありません。
9	原則年間委任を受けている事務所の代表者で申請すればいいのですか。	そのとおりです。
10	技術提案書様式23号-1の業務分類は設計業務、測量業務という解釈でいいのですか。 また、仕様書に基づいた業務分担で記入すればよろしいのですか。	この業務分類は、防災計画とか敷地造成などの具体的な内容を記入してください。 業務内容は、その詳細と考えて下さい。 業務分類は、仕様書によります。